

2026年度（2026年7月）産業カウンセラー2級
受検に際して配慮を希望される方へ

一般社団法人日本産業カウンセラー協会
試験センター

身体機能の障害（視覚、聴覚、肢体不自由等）や身体の状態（病弱、妊娠等）により、受検に際して配慮を希望される場合は、下記のとおり事前申請を行ってください。

配慮の可否および内容については、運営委員会において検討のうえ決定し、受検票発送時に通知いたします。

なお、実施環境や試験資材の都合上、事前申請がない場合には、当日の対応はいたしかねます。

1. 配慮申請書の提出

【受付期間】2026年4月20日（月）～2026年5月13日（水）

(1) 提出書類

1. 受検上の配慮申請書（その1）
2. 受検上の配慮申請書（その2）（必要な方のみ）
3. 障害者手帳または診断書等の写し

現在の状態、受検の可否、必要な措置について医師の見解が具体的に記載されたもの。

※上記のほか、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

2. 実技試験日に関して配慮希望の場合

やむを得ない事情により配慮を希望される場合は、速やかにご相談ください。

<例>

- ・通院、介助者の都合、仕事の都合等
- ・受検地までの移動に片道3時間以上を要する場合
- ・宿泊を伴う受検地を希望する場合
- ・その他、試験センターが必要と認めた場合

3. 受検申込み

受検要領をご確認のうえ、出願期間内に必ず受検申込みを行ってください。

受付期間内であれば、配慮申請書と受検申込書の送付順は前後しても差し支えありません。

4. 配慮申請書の提出方法

配慮申請は、メールまたは郵送のいずれかで行ってください。

(1) メール申請

宛先：gkouza@counselor.or.jp

件名：2026年7月試験 配慮申請書

(2) 郵送申請

〒105-0004

東京都港区新橋 6-17-17 御成門センタービル 6F

一般社団法人日本産業カウンセラー協会

試験センター 配慮申請係

5. 留意事項

(1) 点字による受験

【受検者が用意するもの】点字による解答に必要な機器等

(2) 音声ソフトによる受験

【受検者が用意するもの】音声ソフトおよびパソコン

パソコンによる出題および解答に際し、音声ソフトを使用される場合は、以下の点にご留意ください。

- ・音声ソフト、Word、Excel、メモ帳以外のソフトは削除しておいてください
- ・イヤホンまたはヘッドホン（任意）
- ・試験開始前に係員がパソコンの確認を行います
- ・試験中の機器操作に関する質問には対応できません
- ・他の受検者と同室となる場合、防音対応はできません

(3) 座席の配慮

学科試験の座席は事前指定となります。試験当日の変更はできません。

車いす使用や座席位置の希望がある場合は、必ず事前申請を行ってください。

(4) 補聴器の使用

補聴器の使用は配慮申請の対象です。使用を希望する場合は、必ず申請を行ってください。

事前申請なく使用した場合は、不正行為とみなされる場合があります。

◆お問い合わせ先◆ 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 試験センター

メールアドレス：gkouza@counselor.or.jp

件名：2026年7月試験「配慮申請」について

記入事項：①お名前 ②日中連絡可能な電話番号 ③お問い合わせ内容

以上